

介護サービス費用に係る償還払いについて

1. 償還払いとなる例

- ① 要介護認定又は要支援認定を受ける前に、緊急その他やむを得ない理由によりサービスを受けたとき
- ② 緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないでサービスを受けたとき
- ③ 居宅サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）にないサービスを利用したとき
- ④ 保険料の滞納により支払方法の変更の措置を受けているとき
- ⑤ その他サービス費用を全額自己負担したとき

2. 支給額

費用の9割（1割は自己負担）が戻ってきます。ただし、国で定める要介護度別の支給限度額を超える分は、自己負担となります。

3. 申請に必要なもの

- ① 申請書（市区町村介護保険課窓口にあります）
- ② 介護サービスを受けた領収証原本（宛名が申請者のもの）
- ③ サービス提供証明書、指定居宅介護支援提供証明書又は指定介護予防支援提供証明書（サービスを提供した事業所から交付を受けます）
- ④ 申請者の印鑑
- ⑤ 申請者の銀行の口座番号のメモ

申請内容が承認されれば、原則として申請のあった月の翌月末以降に支給されます。

以上